

港区子育て世帯等住宅取得支援事業補助金交付要綱

令和6年12月6日

6 港 街 住 第 2 4 3 5 号

(目的)

第1条 この要綱は、区内において新たに良質な住宅を取得する子育て世帯及び若年夫婦世帯に対し、住宅を取得するための手続に要する費用の一部を補助することにより、子育て世帯及び若年夫婦世帯の区内における定住化を促進し、区内において良質な住宅ストックの形成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 配偶者等 第6条の申請日時点において、この要綱による補助を受けようとする者（以下「申請者」という。）と婚姻関係にある者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者、申請者とともに港区男女平等参画条例（平成16年港区条例第3号）第9条の2第1項に規定するみなとマリアージュ制度（第6条第3号において「みなとマリアージュ制度」という。）を利用する者又は申請者とともに東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第1項に規定する東京都パートナーシップ宣誓制度（第6条第4号において「東京都パートナーシップ宣誓制度」という。）による証明を受けた者を含む。）をいう。

(2) 子育て世帯 この要綱による補助の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）の建築又は購入に係る契約（当該住宅を無償で譲り受ける契約を除く。以下同じ。）を締結した時点又は第6条の申請日時点のいずれかにおいて、申請者及び子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（胎児を含む。））を含む世帯をいう。

(3) 若年夫婦世帯 補助対象住宅の建築又は購入に係る契約を締結した時点又は第6条の申請日時点のいずれかにおいて、申請者又はその配偶者等のいずれかが40歳未満である世帯をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助対象住宅は、区内に定住するために建築又は購入に係る契約をするものであって、次に掲げる各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する住宅であること。

ア ZEH水準適合住宅 強化外皮基準（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条の2第1項に規定する評価方法基準における断熱等性能等級5以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）をいう。）を満たし、かつ、再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネルギー基準の基準値から20%削減となる省エネルギー性能の水準を満たす住宅をいう。

イ 長期優良住宅 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号イに掲げる住宅をいう。

ウ 管理計画認定マンション マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第3条の2第1項の規定に基づき作成した港区マンション管理適正化推進計画による管理計画認定制度の認定を受けたマンションをいう。

エ 予備認定マンション 公益財団法人マンション管理センターから予備認定を受けたマンションをいう。

オ 住宅性能評価取得住宅 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定に基づき、住宅性能評価書の交付を受けた住宅をいう。

カ こどもすくすく住宅 東京こどもすくすく住宅認定制度要綱（平成28年2月22日付け27都市住民第1444号）第11の規定に基づき、認定を受けた住宅をいう。

（2）建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令の基準を満たし、昭和56年6月1日以後に建築確認を受けた住宅又は昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した住宅である場合は、耐震性を有することが確認できる住宅

（3）自己の居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上の住宅

（4）申請者又は配偶者等の所有であって、不動産登記法（平成16年法律第123号）に定める建物の所有権保存登記又は所有権移転登記がされている住宅

（補助対象者）

第4条 補助の対象者は、次の各号のいずれにも該当する子育て世帯又は若年夫婦世帯（以下「子育て世帯等」という。）とする。

（1）子育て世帯等が、区内に定住するために補助対象住宅の建築又は購入に係る契約を締結していること。

（2）子育て世帯等に属する者が、第6条の申請日時点において、補助対象住宅に居住し、住民登録をしていること。

- (3) 子育て世帯等に属する者が、住民税を滞納していないこと。
- (4) 子育て世帯等に属する者が、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める保護を受けていないこと。
- (5) 子育て世帯等に属する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 子育て世帯等に属する者が、補助を受けようとする住宅において、この要綱に基づく補助を受けていないこと。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、10万円とする。

（交付申請）

第6条 申請者は、第3条第4号に規定する所有権保存登記又は所有権移転登記の受付年月日から1年以内に、港区子育て世帯等住宅取得支援事業補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- (1) 子育て世帯等に属する者全員の続柄の記載のある住民票（発行から3か月以内のもの）
- (2) 子育て世帯等に妊婦がいる場合にあっては、母子手帳の写し
- (3) みなとマリアージュ制度を利用する者にあっては港区男女平等参画条例施行規則（平成16年港区規則第13号）第2条の2に定めるみなとマリアージュカードの写し
- (4) 東京都パートナーシップ宣誓制度による証明を受けた者にあっては東京都パートナーシップ宣誓制度に関する規則（令和4年東京都規則第153号）第5条に定める東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書の写し
- (5) 子育て世帯等に属する者全員（申請日時点において、18歳未満の者を除く。）の前年度の住民税の納税証明書又は非課税証明書
- (6) 補助対象住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (7) 補助対象住宅の建物の登記事項証明書
- (8) 補助対象住宅の検査済証又は建築確認台帳記載事項証明書の写し
- (9) 併用住宅（一建物内に居住の用に供する部分及び店舗、事務所、賃貸住宅その他の業務の用に供する部分が併存している住宅をいう。）については、自己の居住の用に供する床面積及び店舗部分等の床面積の内訳が分かるもの
- (10) 補助対象住宅が昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した住宅である場合にあっては、独立行政法人住宅金融支援機構の発行した中古

住宅適合証明書、既存住宅性能評価書（耐震等級１以上のものに限る。）、耐震基準適合証明書等の写し

（１１）補助対象住宅が第３条第１号の要件を満たす住宅であることを証する書類

（１２）前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたもの
（交付決定）

第７条 区長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは港区子育て世帯等住宅取得支援事業補助金交付決定通知書（第２号様式）により、補助金を交付しないことを決定したときは港区子育て世帯等住宅取得支援事業補助金不交付決定通知書（第３号様式）により、申請者に通知するものとする。

２ 区長は、第１項の規定により補助金を交付することを決定したときは、申請者に対し、速やかに当該補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第８条 区長は、前条の規定により補助金の交付を決定した者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

（１）虚偽その他不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。

（２）法令又はこの要綱の規定に違反したとき。

（３）港区暴力団排除条例（平成２６年港区条例第１号）第１２条第２項の規定に基づき、助成金の交付が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められるとき。

２ 区長は、第１項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既にその取消しに係る部分の補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（その他）

第９条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は街づくり支援部長が別に定める。

付 則

１ この要綱は、令和６年１２月６日から施行する。

２ この要綱は、子育て世帯等が令和６年１２月６日以降に建築又は購入に係る契約をした住宅を対象とする。